第二十一・二十二条　不履行の場合における暫定的な救済措置

1　被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国の要請があったときは、相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するために協議を開始する。

(a)　当初のパネルが、前条の規定に従い、被申立国が通報した最終報告書を履行するためにとった措置が関連する対象規定に抵触すると認定する場合

(b)　被申立国が、第二十一・二十条2の規定に従って決定された合理的な期間が満了する前に、最終報告書を履行するためにとった措置について通報しない場合

(c)　被申立国が、申立国に対し、第二十一・二十条2の規定に従って決定された合理的な期間内に最終報告書を履行することができない旨を通報する場合

2　申立国は、1の規定による要請を行わないことを決定した場合又は1の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意することができなかった場合には、被申立国に対し、対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有することを書面により通告することができる。その通告には、意図する譲許その他の義務の適用の停止の程度を明記する。

3　申立国は、被申立国が6の規定に基づいて仲裁を要請する場合を除くほか、被申立国が2に規定する通告を受領した日の後十五日目の日から、2に規定する譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。

4　譲許その他の義務の適用の停止は、次のとおりとする。

(a)　被申立国の最終報告書の不履行によって生ずる無効化又は侵害の程度と同等の程度のものとする。

(b)　特に申立国が当該停止が最終報告書の履行を促すために効果的であると認める場合には、第二十一・二条の規定による紛争解決の対象となる分野であって、パネルが無効化又は侵害を認定した分野以外のものについて適用することができる。

5　この条に規定する譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置については、暫定的なものとし、問題となっている措置の関連する対象規定との抵触であって、最終報告書において認定されたものが解消されるまでの間又は両締約国が相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するまでの間においてのみ、適用する。

6　被申立国は、譲許その他の義務の適用の停止が4の規定と適合しないと認める場合には、当初のパネルに対し、2に規定する通告を受領した日の後十五日以内に、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、当該事案に関する自己の決定を通告する。譲許その他の義務の適用については、当初のパネルが当該決定を通告するまでの間は、停止してはならない。譲許その他の義務の適用の停止は、当該決定に適合するものとしなければならない。

第二十一・二十三条　暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査

1　被申立国が申立国に対し最終報告書を履行するためにとった措置を通報する場合には、次のとおりとする。

(a)　申立国は、前条の規定に基づき譲許その他の義務の適用の停止の権利を行使している場合には、2に定めるときを除くほか、その通報を受領した日の後三十日以内に、譲許その他の義務の適用の停止を終了させる。

(b)　被申立国は、相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意されている場合には、2に定めるときを除くほか、その通報が受領された日の後三十日以内に、当該代償その他の代替措置の適用を終了させることができる。

2　申立国は、1の規定に従って通報された措置が関連する対象規定と適合するかどうかについてその通報を受領した日の後三十日以内に両締約国が合意に達しなかった場合には、当初のパネルに対し、事案の検討を書面により要請する。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。パネルの決定については、当該要請が提出された日の後四十五日以内に、両締約国に通告する。1の規定に従って通報された措置が関連する対象規定と適合するとパネルが決定する場合には、譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置の適用については、その決定の日の後十五日以内に終了させる。適当な場合には、譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置の程度については、パネルの決定に照らして調整する。

第二十一・二十四条　手続の停止及び終了

パネルは、両締約国による共同の要請があった場合にはいつでも、連続する十二箇月を超えない範囲で両締約国が合意する期間、当該パネルの手続を停止する。その停止が行われる場合には、パネルの手続に関連する期間は、当該パネルの手続が停止された期間と同じ期間延長される。パネルは、両締約国による共同の要請があった場合にはいつでも、又は合意された停止期間の終了の時に一方の締約国の書面による要請があった場合には、当該パネルの手続を再開する。当該要請は、パネルの長及び該当する場合には他方の締約国に通報されるものとする。パネルの手続が連続する十二箇月を超えて停止された場合には、パネルは、その設置の根拠を失うものとし、パネルの手続は、終了する。両締約国は、パネルの手続を終了させることについていつでも合意することができる。両締約国は、パネルの長に対し、その合意を共同で通告する。

第D節　一般規定

第二十一・二十五条　紛争解決手続の運用

1　各締約国は、次のことを行う。

(a)　この章の規定による紛争解決手続の運用に責任を負う事務局を指定すること。

(b)　指定された事務局の運営及び費用について責任を負うこと。

(c)　他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日の後三箇月以内に事務局の所在地及び連絡先の情報を書面により通報すること。

2　両締約国は、1の規定にかかわらず、この協定による紛争解決手続に係る特定の運用上の業務のための支援を提供することを外部の組織に共同で委託することに合意することができる。

第二十一・二十六条　相互に合意する解決

1　両締約国は、第二十一・二条に規定する紛争についていつでも相互に合意する解決を得ることができる。

2　両締約国は、パネルの手続又は仲介手続の過程において相互に合意する解決が得られた場合には、パネルの長又は仲介人に対し、その合意する解決を共同で通報する。その通報が行われた場合には、当該パネルの手続又は仲介手続は、終了する。

3　各締約国は、相互に合意する解決を合意する期間内に実施するために必要な措置をとる。

4　措置を実施する一方の締約国は、3に規定する合意する期間が満了する日までに、他方の締約国に対し、相互に合意する解決を実施するために自国がとった措置を書面により通報する。

第二十一・二十七条　紛争解決の場の選択

1　特定の措置について、この協定に基づく義務及び両締約国が締結している他の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）に基づく義務であってこの協定に基づく義務と実質的に同等のもののいずれにも抵触すると申し立て得る紛争が生じた場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができる。